

特定原子力施設検査実施要領書
(使用前検査)

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

工事の工程：構造、強度又は漏えいに係る試験をすることが
できる状態になった時
工事の計画に係る工事が完了した時

対象設備：サブドレン他水処理施設
地下水ドレン集水設備
主要配管

要領書番号：原規規収第 2101181 号 01

令和 3 年 2 月

原子力規制委員会

改訂来歴

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
特定原子力施設検査（使用前検査）

工事の工程：構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時
工事の計画に係る工事が完了した時

対象設備：サブドレン他水処理施設
地下水ドレン集水設備
主要配管

要領書番号：原規規収第 2101181 号 01

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和3年2月3日	制定
		以下余白

目 次

I. 検査目的及び検査項目	1
II. 検査対象設備及び範囲	1
III. 検査場所	1
IV. 実施計画の認可関係	2
V. 検査方法	2
VI. 判定基準	4
VII. 添付資料	4
1. 使用前検査成績書様式	
2. 関連図書及び詳細手順	
資料1. 実施計画（抜粋）	
資料2. 検査範囲図	
資料3. 主要配管の寸法の許容範囲	
資料4. 耐圧・漏えい検査要領	

I. 検査目的及び検査項目

本検査は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「規則」という。）第20条第1項の表第一号及び第三号の工事の工程に係る検査項目の使用前検査について、福島第一原子力発電所に係るサブドレン他水処理施設のうち地下水ドレン集水設備の主要配管の工事が認可された実施計画（*1）に従い行われていることを確認するもので、以下の検査（*2）を実施する。

1. 材料検査
2. 寸法検査
3. 外観検査
4. 組立て及び据付け状態を確認する検査（以下「組立・据付検査」という。）
5. 耐圧・漏えい検査
6. 機能検査
（1）通水検査

*1：認可された実施計画とは、原子力事業者等が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の2第2項の規定に基づき原子力規制委員会に提出し、認可された実施計画

*2：材料検査、寸法検査、外観検査、組立・据付検査、耐圧・漏えい検査は規則第20条第1項の表第一号の工事の工程に係る検査項目である。また、機能検査は規則第20条第1項の表第三号の工事の工程に係る検査項目である。

II. 検査対象設備及び範囲

検査の対象は、実施計画に記載された以下の設備とする。

詳細は、添付資料-2「関連図書及び詳細手順」資料1、「実施計画（抜粋）」を参照のこと。

検査対象設備・検査範囲	数量等
サブドレン他水処理施設 地下水ドレン集水設備 主要配管 地下水ドレンポンド出口から地下水ドレン中継タンク入口まで (ポリエチレン管)の一部	一式

III. 検査場所

申請書「検査を受けようとする場所」の欄に記載のとおり。

IV. 実施計画の認可関係

認可番号 (認可年月日)	認可機器
原規福発第 1308142 号 (平成 25 年 8 月 14 日) 原規規発第 2007144 号 (令和 2 年 7 月 14 日)	サブドレン他水処理施設 地下水ドレン集水設備 主要配管

V. 検査方法

実施計画に基づく検査の方法は以下のとおりである。

共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

- a. 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b. 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。

1. 材料検査

(1) 検査前確認事項

- a. 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b. 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

実施計画に記載されている材料について申請者の品質記録により確認する。

2. 寸法検査

(1) 検査前確認事項

- a. 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b. 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c. 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録等により確認する。

(2) 検査手順

実施計画に記載されている主要寸法について申請者の品質記録により確認する。

許容寸法については、添付資料-2「関連図書及び詳細手順」資料3.「主要配管の寸法の許容範囲」を参照のこと。

3. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- a. 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

b. 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

検査対象の外観について、健全性に影響を及ぼす表面のかき傷、クラック、変形等の有害な欠陥がないことを一箇所以上立会し、その他は申請者の品質記録により確認する。

4. 組立・据付検査

(1) 検査前確認事項

a. 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

b. 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

検査対象の組立て状態並びに据付け位置及び据付け状態を一箇所以上立会し、その他は申請者の品質記録により確認する。

詳細は、添付資料－2「関連図書及び詳細手順」資料2.「検査範囲図」により確認する。

5. 耐圧・漏えい検査

(1) 検査前確認事項

a. 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

b. 必要な図面等が準備されていることを確認する。

c. 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録等により確認する。

d. 系統構成されていることを確認する。

(2) 検査手順

以下について一箇所以上立会し、その他は申請者の品質記録により確認する。

- ・ 電動弁、流量計、ポリエチレン管を組み立てたモジュール部（以下、「電動弁他のモジュール部」という。）

耐圧検査圧力で所定時間保持した後、検査圧力に耐え、変形等の異常が生じていないこと及び耐圧検査終了後、耐圧部からの漏えいがないこと。

- ・ ポリエチレン管の現地融着部

地下水ドレンポンド揚水ポンプを起動し、運転圧力で耐圧部からの漏えいのないこと。

詳細は、添付資料－2「関連図書及び詳細手順」資料4.「耐圧・漏えい検査要領」を参照のこと。

6. 機能検査

(1) 通水検査

1) 検査前確認事項

a. 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

b. 必要な図面等が準備されていることを確認する。

2) 検査手順

地下水ドレンポンド揚水ポンプを起動し、地下水ドレン中継タンクへ通水できることを一箇所以上立会し、その他は申請者の品質記録により確認する。

VI. 判定基準

1. 材料検査

当該材料規格の規定のとおりであること。

2. 寸法検査

製造者寸法許容範囲内であること。

3. 外観検査

有意な欠陥がないこと。

4. 組立・据付検査

実施計画のとおり施工・据付されていること。

5. 耐圧・漏えい検査

電動弁他のモジュール部 : 検査圧力に耐え、かつ異常のないこと。また、耐圧部からの漏えいがないこと。

ポリエチレン管の現地融着部 : 耐圧部からの漏えいがないこと。

6. 機能検査

(1) 通水検査

通水できること。

VII. 添付資料

1. 使用前検査成績書様式

2. 関連図書及び詳細手順

資料1. 実施計画 (抜粋)

資料2. 検査範囲図

資料3. 主要配管の寸法の許容範囲

資料4. 耐圧・漏えい検査要領

特定原子力施設検査成績書
(使用前検査)

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

工事の工程：構造、強度又は漏えいに係る試験をすることが
できる状態になった時
工事の計画に係る工事が完了した時

対象設備：サブドレン他水処理施設
地下水ドレン集水設備
主要配管

要領書番号：原規規収第 2101181 号 01

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

1. 施設名 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
2. 検査の種類 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第20条第1項の表第一号及び第三号に係るサブドレン他水処理施設のうち地下水ドレン集水設備の主要配管の使用
前検査
3. 検査申請 使用前検査申請番号
4. 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
5. 検査場所
6. 検査実施者 検査実施者一覧表のとおり
7. 検査結果 検査結果一覧表のとおり
8. 添付資料 (1) 検査前確認事項
(2) 材料検査記録
(3) 寸法検査記録
(4) 外観検査記録
(5) 組立・据付検査記録
(6) 耐圧・漏えい検査記録
(7) 機能検査（通水検査）記録

検査実施者一覧表

検査年月日	原子力検査官	検査立会責任者	特記事項
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

検査結果一覧表

設備名：サブドレン他水処理施設
地下水ドレン集水設備

検査範囲	材料検査	寸法検査	外観検査	組立・据付検査	耐圧・漏えい検査	機能検査	備考
						通水検査	
主要配管	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						

検査前確認事項

設備名：サブドレン他水処理施設
地下水ドレン集水設備

検査場所：_____

検査項目：共通事項

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。*	記録	年 月 日		
	記録	年 月 日		
	記録	年 月 日		
	記録	年 月 日		
	記録	年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。	記録	年 月 日		
	記録	年 月 日		
	記録	年 月 日		
	記録	年 月 日		
	記録	年 月 日		

(※) 使用前検査成績書の「3. 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。

検査前確認事項

設備名：サブドレン他水処理施設
地下水ドレン集水設備

検査年月日：_____年____月____日

検査場所：_____

検査項目：材料検査

確認事項	確認方法	確認対象	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	品質記録		
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	実施計画等		

検査年月日：_____年____月____日

検査場所：_____

検査項目：寸法検査

確認事項	確認方法	確認対象	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	品質記録		
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	実施計画等		
使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録等により確認する。	記録	校正記録等		

検査前確認事項

設備名：サブドレン他水処理施設
地下水ドレン集水設備

検査年月日：_____年____月____日

検査場所：_____

検査項目：外観検査

確認事項	確認方法	確認対象	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	品質記録		
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	実施計画等		

検査年月日：_____年____月____日

検査場所：_____

検査項目：組立・据付検査

確認事項	確認方法	確認対象	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	品質記録		
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	実施計画等		

検査前確認事項

設備名：サブドレン他水処理施設
地下水ドレン集水設備

検査年月日：_____年____月____日

検査場所：_____

検査項目：耐圧・漏えい検査

確認事項	確認方法	確認対象	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	品質記録		
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	実施計画等		
使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録等により確認する。	記録	校正記録等		
系統構成されていることを確認する。	立会又は記録	現場又は品質記録等		

検査年月日：_____年____月____日

検査場所：_____

検査項目：機能検査（通水検査）

確認事項	確認方法	確認対象	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	品質記録		
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	実施計画等		

材料検査記録

検査年月日：_____年　　月　　日

検査場所：_____

設備名：サブドレン他水処理施設

地下水ドレン集水設備

検査対象・検査範囲		材料	判定基準	結果
主要配管 地下水ドレンポンド 出口から地下水ドレン 中継タンク入口まで (ポリエチレン管)	地下水ドレンポンド（Ａ）から 地下水ドレン中継タンク （Ａ）までの一部	ポリエチレン	当該材料規格の 規定のとおりで あること。	
	地下水ドレンポンド（Ｂ）から 地下水ドレン中継タンク （Ａ）までの一部			
	地下水ドレンポンド（Ｃ）から 地下水ドレン中継タンク （Ｂ）までの一部			
	地下水ドレンポンド（Ｄ）から 地下水ドレン中継タンク （Ｂ）までの一部			
	地下水ドレンポンド（Ｅ）から 地下水ドレン中継タンク （Ｃ）までの一部			

備 考

申請者の品質記録により確認

品質記録（名称、日付）：

寸法検査記録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所： _____

設備名：サブドレン他水処理施設
地下水ドレン集水設備

検査対象・検査範囲		実施計画 記載値 (呼び径)	許容範囲 (mm)		計測値 (mm)		結果
			外径	厚さ	外径	厚さ	
主要配管 地下水ドレン ポンド出口か ら地下水ドレ ン中継タンク 入口まで（ポ リエチレン 管）	地下水ドレンポンド（A） から地下水ドレン中継タン ク（A）までの一部	50A 相当	63.0 ～ 63.4	5.8 ～ 6.7			
	地下水ドレンポンド（B） から地下水ドレン中継タン ク（A）までの一部						
	地下水ドレンポンド（C） から地下水ドレン中継タン ク（B）までの一部						
	地下水ドレンポンド（D） から地下水ドレン中継タン ク（B）までの一部						
	地下水ドレンポンド（E） から地下水ドレン中継タン ク（C）までの一部						

判定基準：製造者寸法許容範囲内であること。

備 考

申請者の品質記録により確認
品質記録（名称、日付）：

記録確認分については検査用計器が検査実施日に有効であったことを確認する。

：確認

外観検査記録

検査年月日：_____年____月____日

検査場所：_____

設備名：サブドレン他水処理施設

地下水ドレン集水設備

検査対象・検査範囲		判定基準	結果
主要配管 地下水ドレンポンド出口から 地下水ドレン中継タンク入口 まで（ポリエチレン管）	地下水ドレンポンド（Ａ）から地下水ドレン中継タンク（Ａ）までの一部	有意な欠陥がないこと。	
	地下水ドレンポンド（Ｂ）から地下水ドレン中継タンク（Ａ）までの一部		
	地下水ドレンポンド（Ｃ）から地下水ドレン中継タンク（Ｂ）までの一部		
	地下水ドレンポンド（Ｄ）から地下水ドレン中継タンク（Ｂ）までの一部		
	地下水ドレンポンド（Ｅ）から地下水ドレン中継タンク（Ｃ）までの一部		
備 考 ＊は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認 品質記録（名称、日付）：			

組立・据付検査記録

検査年月日：_____年____月____日

検査場所：_____

設備名：サブドレン他水処理施設

地下水ドレン集水設備

検査対象・検査範囲		判定基準	結果
主要配管 地下水ドレンポンド出口から 地下水ドレン中継タンク入口 まで（ポリエチレン管）	地下水ドレンポンド（Ａ）から地下水ドレン中継タンク（Ａ）までの一部	実施計画のとおり施工・据付されていること。	
	地下水ドレンポンド（Ｂ）から地下水ドレン中継タンク（Ａ）までの一部		
	地下水ドレンポンド（Ｃ）から地下水ドレン中継タンク（Ｂ）までの一部		
	地下水ドレンポンド（Ｄ）から地下水ドレン中継タンク（Ｂ）までの一部		
	地下水ドレンポンド（Ｅ）から地下水ドレン中継タンク（Ｃ）までの一部		
備考 ＊は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：			

耐圧・漏えい検査記録

検査年月日：_____年　　月　　日

検査場所：_____

設備名：サブドレン他水処理施設
地下水ドレン集水設備

検査対象・検査範囲		最高使用圧力 (MPa)	検査圧力 (MPa)	保持時間 (分)	結果
主要配管 地下水ドレンポンド 出口から地下水ドレン 中継タンク入口まで (ポリエチレン管) 電動弁他のモジュー ル部	地下水ドレンポンド (A) から地下水ドレン中継タ ンク (A) までの一部	0.49			
	地下水ドレンポンド (B) から地下水ドレン中継タ ンク (A) までの一部				
	地下水ドレンポンド (C) から地下水ドレン中継タ ンク (B) までの一部				
	地下水ドレンポンド (D) から地下水ドレン中継タ ンク (B) までの一部				
	地下水ドレンポンド (E) から地下水ドレン中継タ ンク (C) までの一部				

判定基準

検査圧力に耐え、かつ異常のないこと。また、耐圧部からの漏えいがないこと。

備 考

耐圧・漏えい検査の方法：水圧

*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認
品質記録 (名称、日付)：

耐圧・漏えい検査記録

検査年月日：_____年____月____日

検査場所：_____

設備名：サブドレン他水処理施設
地下水ドレン集水設備

検査対象・検査範囲		判定基準	結果
主要配管 地下水ドレンポンド出口から 地下水ドレン中継タンク入口 まで（ポリエチレン管） ポリエチレン管の現地融着部	地下水ドレンポンド（Ａ）から地下水ドレン中継タンク（Ａ）までの一部	耐圧部からの漏えいがないこと。	
	地下水ドレンポンド（Ｂ）から地下水ドレン中継タンク（Ａ）までの一部		
	地下水ドレンポンド（Ｃ）から地下水ドレン中継タンク（Ｂ）までの一部		
	地下水ドレンポンド（Ｄ）から地下水ドレン中継タンク（Ｂ）までの一部		
	地下水ドレンポンド（Ｅ）から地下水ドレン中継タンク（Ｃ）までの一部		
備考 ＊は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：			

機能検査（通水検査）記録

検査年月日：_____年____月____日

検査場所：_____

設備名：サブドレン他水処理施設

地下水ドレン集水設備

検査対象・検査範囲		判定基準	結果
主要配管 地下水ドレンポンド出口から 地下水ドレン中継タンク入口 まで（ポリエチレン管）	地下水ドレンポンド（A）から地下水ドレン中継タンク（A）までの一部	通水できること。	
	地下水ドレンポンド（B）から地下水ドレン中継タンク（A）までの一部		
	地下水ドレンポンド（C）から地下水ドレン中継タンク（B）までの一部		
	地下水ドレンポンド（D）から地下水ドレン中継タンク（B）までの一部		
	地下水ドレンポンド（E）から地下水ドレン中継タンク（C）までの一部		
備考 ＊は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認 品質記録（名称、日付）：			

関連図書及び詳細手順

- 資料1. 実施計画（抜粋）
- 資料2. 検査範囲図
- 資料3. 主要配管の寸法の許容範囲
- 資料4. 耐圧・漏えい検査要領

注) 資料1. は実施計画の情報をもとに作成、資料2.、資料3. 及び資料4. は申請者の情報をもとに作成した資料である。

実施計画（抜粋）

2.35 サブドレン他水処理施設

2.35.1 基本設計

2.35.1.1 設置の目的

サブドレン他水処理施設は、1～4号機タービン建屋等の周辺に設置されたサブドレンピットから地下水を汲み上げること（サブドレン集水設備）、海側遮水壁と既設護岸の間に設置される地下水ドレンポンドから地下水を汲み上げること（地下水ドレン集水設備）、汲み上げた水に含まれている放射性核種（トリチウムを除く）を十分低い濃度になるまで除去すること（サブドレン他浄化設備）及び浄化された水を排水すること（サブドレン他移送設備）を目的とする。（以下、「本格運転」という。）

2.35.1.2 要求される機能

(2) 地下水ドレン集水設備は、地下水ドレンポンドから地下水を汲み上げ、集水タンクに移送できること。

2.35.1.5 主要な機器

2.35.1.5.4 地下水ドレン集水設備

地下水ドレン集水設備は、地下水ドレンポンド揚水ポンプ、地下水ドレン中継タンク、地下水ドレン中継タンク移送ポンプ、地下水ドレン前処理装置及び移送配管で構成する。地下水ドレン集水設備により汲み上げた地下水は集水タンクまたはタービン建屋へ移送する。

また、共通設備として、運転監視を行う監視・制御装置、電源を供給する電源設備等で構成する。地下水ドレン集水設備は、免震重要棟集中監視室の監視・制御装置により遠隔操作及び運転状況の監視を行う。監視・制御装置は、故障により各設備の誤動作を引き起こさない構成とする。更に、運転員の誤操作、誤判断を防止するようにし、重要な装置の緊急停止操作については、ダブルアクションを要する等の設計とする。

電源は、異なる2系統の所内高圧母線から受電できる構成とする。

また、各地下水ドレンポンド内には水位計を設置し、地下水ドレンポンド内の水位を監視する。

2.35.1.7 構造強度及び耐震性

2.35.1.7.4 地下水ドレン集水設備

(1) 構造強度

地下水ドレン集水設備を構成するタンクは、JIS等に準拠する。配管のうち、ポリエチレン管はISO規格、JWWA規格、または、JISに準拠し、鋼管は、「JSME S NC-1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に準拠する。

2.35.2 基本仕様

2.35.2.1 主要仕様

2.35.2.1.4 地下水ドレン集水設備

(3) 配管

主要配管仕様 (1 / 3)

名 称	仕 様	
地下水ドレンポンド内 (ポリエチレン管)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当 ポリエチレン 0.49 MPa 40 ℃
地下水ドレンポンド出口から 地下水ドレン中継タンク入口まで (ポリエチレン管)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当 ポリエチレン 0.49 MPa 40 ℃

サブドレン他水処理施設に係る確認事項

サブドレン他水処理施設に係る主要な確認事項を表-1～8に示す。サブドレン他水処理施設で扱う液体の放射能濃度は 37kBq/cm³ 未満である。

なお、寸法許容範囲については製作誤差等を考慮の上、確認前に定める。

表-5-2 確認事項 (サブドレン集水設備主配管 (PE 管),

サブドレン他浄化設備主配管 (PE 管), サブドレン他移送設備主配管 (PE 管),

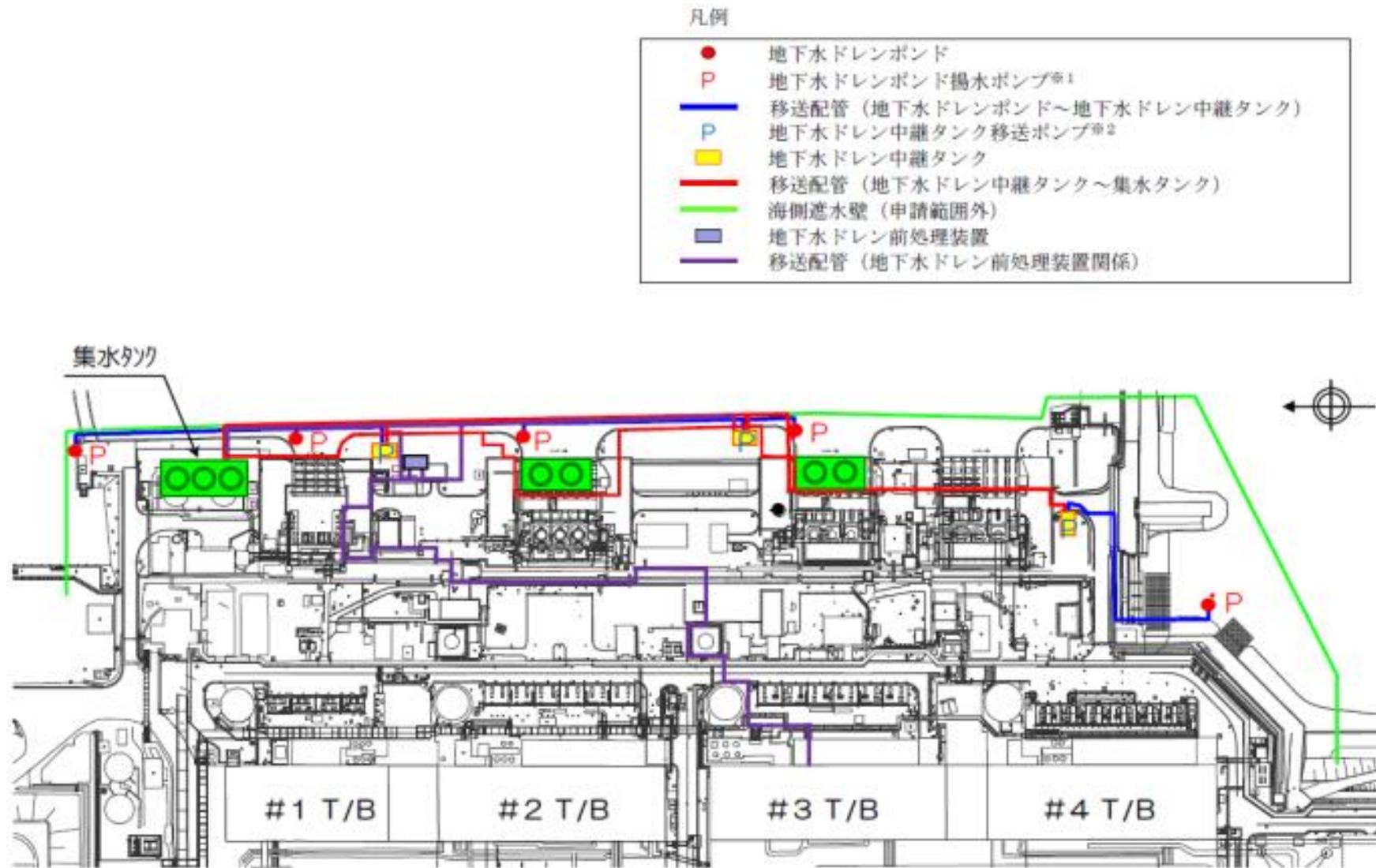
地下水ドレン集水設備主配管 (PE 管))

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
構造強度 ・耐震性	材料確認	主な材料について記録を確認する。	当該材料規格の規定のとおりであること。
	寸法確認	主要寸法について記録を確認する。	製造者寸法許容範囲内であること。
	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	配管の据付状態について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。
	耐圧・漏えい確認*	①現場状況を考慮し製造者指定方法・圧力による漏えい有無を確認する。 ②最高使用圧力以上の水圧に耐え、漏えいがないことを確認する。 ③運転圧力で耐圧部からの漏えいがないことを確認する。	①耐圧部から漏えいがないこと。 ②検査圧力に耐え、かつ異常のないこと。 また、耐圧部からの漏えいがないこと。 ③耐圧部から漏えいがないこと。

*耐圧・漏えい確認は、①②③のいずれかとする。

表-5-5 確認事項 (主配管)

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
機能	通水機能 確認	主配管の通水状態について確認する。	通水できること。

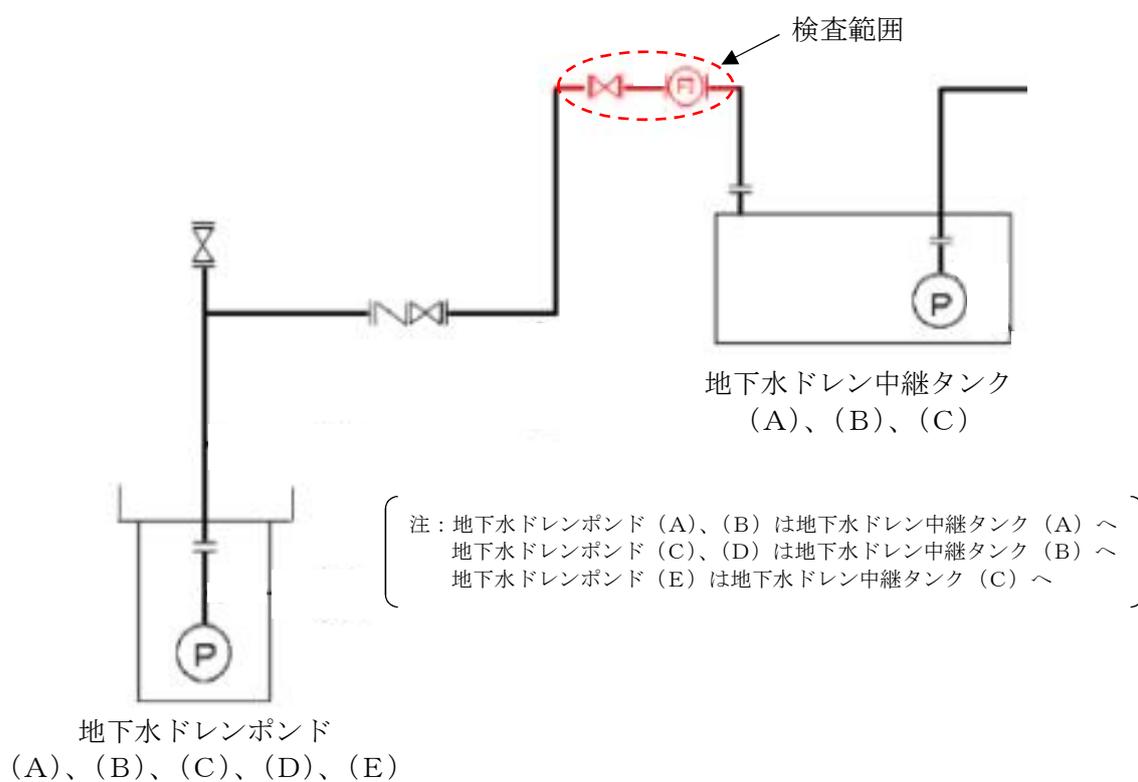


※1 地下水ドレンポンド揚水ポンプは、地下水ドレンポンド内に設置されている。(各ポンドに1台ずつ、計5台)

※2 地下水ドレン中継タンク移送ポンプは、地下水ドレン中継タンク内に設置されている。(各タンクに1台ずつ、計3台)

図-8 地下水ドレン集水設備系統図

検査範囲図



主要配管の寸法の許容範囲

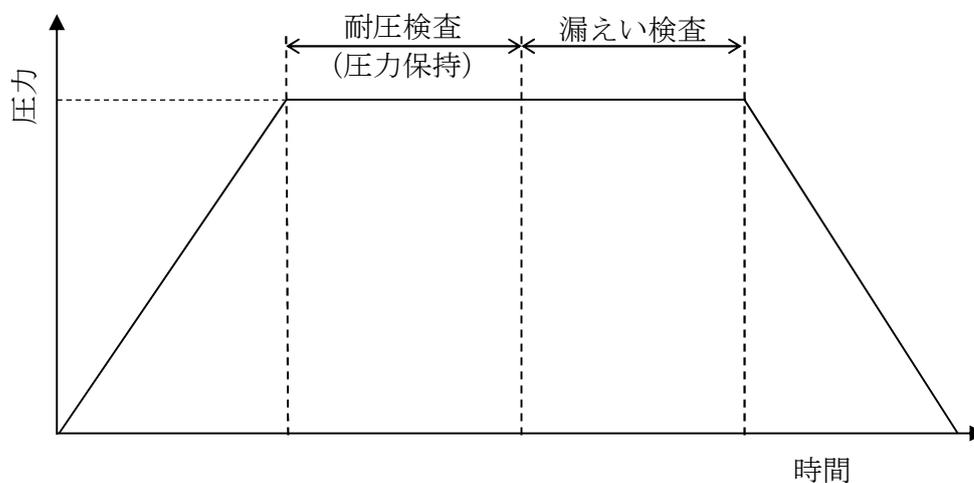
地下水ドレンポンド出口から地下水ドレン中継タンク入口まで（ポリエチレン管）

材質	実施計画記載値 (呼び径)	外径 (mm)		厚さ (mm)		参考規格
		基準寸法	許容差	基準寸法	許容差	
ポリエチレン	50A 相当	63.0	0 ~ +0.4	5.8	0 ~ +0.9	JWWA K144*

*：製造者による準拠規格

耐圧・漏えい検査要領

1. 昇降圧曲線



2. 検査条件

検査範囲	最高使用圧力	検査圧力	保持時間	水圧・気圧の区分
地下水ドレン集水設備 主要配管 地下水ドレンポンド出口から地下水ドレン中継タンク入口まで（ポリエチレン管）の一部 電動弁他のモジュール部	0.49 MPa	1.00 MPa ^{※1}	60分	水圧
地下水ドレン集水設備 主要配管 地下水ドレンポンド出口から地下水ドレン中継タンク入口まで（ポリエチレン管）の一部 ポリエチレン管の現地融着部	0.49 MPa	運転圧	—	水圧

(注記)

※1 最高使用圧力を考慮して決定。